



行橋市告示第93号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和8年6月11日行橋市告示第66号で告示した行橋市農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和8年9月11日

行橋市長 工藤政宏



1 縦覧場所

行橋市役所 産業振興部 農林水産課